

## 開示決定等の期限

### 1 基本的な考え方

開示請求に係る開示決定等の期限について、個人情報保護に関する法律(令和5年(2023年)4月1日施行)(以下「法」という。)第83条では、開示請求があった日から30日以内と規定され、現行条例では、開示請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内(開示請求があった日から=民法の初日不算入の原則を適用。この内容と同じ意。)と規定している。また、法の範囲内であれば地方公共団体が期限を短縮することは許容されている。

### 2 各規程の決定期間等の取扱い

#### (1) 現行条例

##### ●通常

開示請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内

開示請求 決定

最長14日

##### ●やむを得ない理由があるとき

開示請求書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して28日を限度として延長可

開示請求 決定

最長28日

#### (2) 法(国の機関)

##### ●通常

開示請求があった日から30日以内

開示請求 決定

最長30日

##### ●事務処理上の困難その他正当な理由があるとき

開示請求があった日から30日以内+30日を限度として延長可

開示請求 決定

最長60日

##### ●著しく大量であるとき

開示請求に係るもののうちの相当の部分を上記期間内に決定、残りを相当の期間内に決定

開示請求 相当部分を決定 残りを決定

最長60日

相当の期間

※30日以内にこの規定を適用する旨等を通知

#### (3) 施行条例(仮称)(素案)

##### ●通常

開示請求があった日から14日以内

開示請求 決定

最長14日

##### ●事務処理上の困難その他正当な理由があるとき

開示請求があった日から14日以内+14日を限度として延長可

開示請求 決定

最長28日

##### ●著しく大量であるとき

開示請求に係るもののうちの相当の部分を上記期間内に決定、残りを相当の期間内に決定

開示請求 相当部分を決定 残りを決定

最長28日

相当の期間

※14日以内にこの規定を適用する旨等を通知